**平成２７年（フ）第８１号**
大阪府東大阪市鴻池町２丁目４番５号　吉鴻ハイネス203
債務者　秋本　秀夫
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２４０号**
大阪市東淀川区瑞光４丁目７番19号　瑞松ハイツ103号
債務者　渡部多恵子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２５２号**
大阪市住之江区御崎１丁目５番18号　ビラミサキ302、前住所大阪市天王寺区堀越町４番20号
債務者　小林　俊彦
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３７５号**
北海道旭川市忠和２条５丁目12番２号　ダイヤハイツ203号室
債務者　幡多　廣幸
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３７７号**
北海道旭川市豊岡４条７丁目１番32号　大川マンションA102号室
債務者　木村るり子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３７９号**
北海道旭川市神楽岡11条７丁目５番10号
債務者　廣長　壽子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３８１号**
北海道旭川市神居町雨紛123番地　澤田勇
債務者　澤田　勇作
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３８２号**
北海道旭川市神居町雨紛123番地　澤田勇
債務者　澤田　陽子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第４４３号**
静岡県袋井市松袋井90番地の１、前住所静岡県袋井市山田938番地の３
債務者　五十嵐波恵
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 破産手続終結中更正

**平成２５年（フ）第１３３号**
和歌山市津秦78番地の９
破産者　岡山　　浩（旧姓久保）
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　平成26年９月11日になした破産手続終結決定を、破産手続廃止決定と更正する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２６年（フ）第２３０８号**
神戸市須磨区南落合２丁目２番503―107号、開始決定時の住民票上の住所京都府長岡京市高台４丁目４番地の３
破産者　紺谷　修一
1　破産債権の届出期間　平成27年２月18日まで
2　一般調査期日　平成27年３月12日午後２時
平成27年１月28日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３２４号**
鹿児島県鹿児島市西田２丁目14番48号　ドミール西田203号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市常盤２丁目５番29号
破産者　吉永　　剛
1　破産債権の届出期間　平成27年２月18日まで
2　一般調査期日　平成27年３月23日午後２時15分
平成27年１月28日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２６年（フ）第１０２号**
山形市桜田東２丁目11番３―７号、開始決定時の住所山形市大字十文字2443番地の７
破産者　工藤　和弘
1　破産債権の届出期間　平成27年２月27日まで
2　一般調査期日　平成27年４月23日午後３時
平成27年１月28日　　山形地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第９３号**
岐阜県多治見市太平町１丁目22番地　グリーンキャッスル４Ａ
破産者　加藤　　瞳
1　破産債権の届出期間　平成27年２月27日まで
2　一般調査期日　平成27年４月20日午前10時20分
平成27年１月29日
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２６年（フ）第６０６号**
大阪市旭区大宮３丁目７番８号
破産者　森脇　伴藏
1　破産債権の届出期間　平成27年２月27日まで
2　一般調査期日　平成27年３月23日午後２時30分
平成27年１月29日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２４９５号**
大阪府八尾市田井中２丁目38番地の２
破産者　丸豊運輸株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年２月27日まで
2　一般調査期日　平成27年４月９日午後２時30分
平成27年１月28日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３５２１号**
大阪市城東区諏訪２丁目７番９号
破産者　スペースクリエイト有限会社
1　破産債権の届出期間　平成27年２月27日まで
2　一般調査期日　平成27年３月19日午後２時
平成27年１月28日
大阪地方裁判所第６民事部